

住宅関連の支援策等一覧表（個人の方向け）

令和6年2月1日
高岡市被災者支援・復旧対策本部

支援目的	支援制度	摘要	全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%台)	中規模半壊 (30%台)	半壊 (20%台)	準半壊 (10%台)	一部損壊 (10%未満)	問合せ先	
生活の立て直し	【県】 知事見舞金 ・住家に被害を受けた県民に、災害見舞金を支給		10万円	5万円			—	—	社会福祉課 20-1366	
	【市】 災害見舞金 ・住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給		10万円	5万円			2万円	—	社会福祉課 20-1366	
	【市】 緊急移住支援金（市内転居） ・引越しや生活必需品の購入など、当面必要となる費用を支援 ※【市】 生活再建特例支援金との併用可		世帯20万円 単身10万円						—	企画課 20-1101
	【市】 緊急移住支援金（災害救助法適用市町村からの転入） ・引越しや生活必需品の購入など、当面必要となる費用を支援		世帯20万円 単身10万円			—		—	企画課 20-1101	
当面の住宅確保	【国】 賃貸型応急住宅の提供 ・住宅が被害を受け、住み続けることが困難な程度の傷み等があり、自らの住家に居住できない世帯に対して、災害救助法に基づき、市が民間賃貸住宅を借り上げ提供する制度 ・原則：2年間（支援内容：家賃、共益費等） ※住宅の応急修理を併用する場合は発災日から6か月以内		最大8.5万円 以下の 家賃補助	最大8.5万円以下の家賃補助 (半壊でやむを得ず解体を行う方)			※	※	建築政策課 20-1403	
	【市】 市営住宅等への一時入居 ・原則6か月の間、使用料を免除した上で提供 (ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が必要)		地震により住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認められる場合、使用料を免除						建築政策課 20-1403	
	【国】 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） ・屋根、壁、床等の日常生活に必要な不可欠な部分を修理する方に対し、修理費用を支援		上限70万6千円				上限 34万3千円	—	建築政策課 20-1429	
被災住宅の解体撤去	【国】 公費解体／費用償還 ・空き家は対象外。ただし、人的・物的被害が生じる又は生じる恐れがあるものは対象		申請に基づき、市が解体等を実施 ※申請受付開始日以前に市民等が自費で 解体・撤去を行った場合、費用を償還				—	—	環境政策課 22-2144	
	【市】 被災住宅等除却支援事業 ・公費解体の対象とならない、り災証明書の「準半壊」の判定を受けた住宅の解体に対する支援		—	—	—	—	上限 20万円	—	建築政策課 30-7291	
居住用住宅の再建	【県】 生活再建支援金の支給 ・住宅の被害程度と住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ※単身世帯は4分の3を支給	建設・ 購入	300万円	250万円	100万円		—	—	社会福祉課 20-1366	
		補修	200万円	150万円	50万円		—	—		
		賃借	150万円	100万円	25万円		—	—		
	【市】 生活再建特例支援金の支給 ・住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ※単身世帯は4分の3を支給 ※国・県の被災者生活再建支援制度の対象にならない、り災証明書「準半壊」の判定を受けた世帯を対象とした本市独自の制度 ※【市】 緊急移住支援金との併用可	建設・ 購入	—	—	—	—	50万円	—	社会福祉課 20-1366	
		補修	—	—	—	—	25万円	—		
		賃借	—	—	—	—	10万円	—		